

田布施町立田布施中学校いじめ防止基本方針

令和4年4月改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においても、従来からいじめは潜在しており、掌握した時点での対応はもとより、未然防止に向けた取組の充実をはかっている。

これまでのいじめの防止・根絶に向けた対策として、生徒が主体となる授業づくり、学校行事・部活動を通じた人間関係づくり等の未然防止の取組や毎学期の教育相談週間・定期的な生活アンケートの実施等による早期発見の取組、そして「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応を進めてきた。

しかしながら、近年、部活動内における人間関係のトラブルや、スマートフォン等を通じたインターネット上のコミュニケーションに係るトラブル等が見られた。

こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、いじめの防止に向かって取り組んできた。「未然防止」「早期発見」「早期対応」に加え、「重大事態への対応」も視野に入れ、いじめの防止に向けた取組の更なる充実を図るとともに、いじめ対策委員会を中核とする組織的対応や外部専門家、関係機関、地域との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止に向けた対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参酌して「田布施町立田布施中学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは

いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員が行うのではなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ SNS やスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの含まれる。これらについては、いじめた生徒への教育的な配慮やいじめられた生徒や保護者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

2 いじめの防止等に係る基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(いじめ防止対策推進法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が情報を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、生徒の状況を見守りながら、可能な限りいじめの早期発見に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行うとともに、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校運営協議会委員等と積極的に協働を図る。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、町教育委員会等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する事項

(1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、新たに「いじめ対策委員会」を置き、既存の「生徒指導部会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○ いじめ対策委員会（年間1回の会議、毎週行われる生徒指導部会による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等）

組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が複数の目による状況の目立てが可能となる。

・ 構成

管理職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、養護教諭

※ 必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

・ 役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催，情報の迅速な共有，関係のある生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○ 生徒指導部会等（毎週の定例会議（生徒指導委員会），事案発生時に緊急会議等）

・ 構成

管理職、生徒指導主任、生徒指導担当教員、教育相談担当、養護教諭

※ 必要に応じ、学年主任、当該学級担任・部活動顧問等を加える。

・ 役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集，記録，共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催，情報の迅速な共有，関係のある生徒への事実関係の聴取，関係生徒への生徒指導 等
- ◇ 学校行事，校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人権を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

未然防止（いじめの予防）

(1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内研修を開催する。
- ・ すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、Q-Uを活用し、生徒理解に努める。
- ・ 切れ目のない支援体制を構築するため、幼保小中高連携を促進し、校種間の情報共有に努めるとともに、一貫しいじめの防止等の対策に取り組む。

(2) 教育活動全体を通じた取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合いながら、学習内容を深めていくことができる授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。

- ・ 生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していきことができるよう、学級活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、部活動等において、指導の内容や方法を工夫し改善を図る。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動、A F P Yを活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・ インターネットや携帯電話等を通じた誹謗中傷、個人情報流出等のいじめ防止に向けて、道徳教育・人権教育・情報教育等に計画的に取り組むとともに、保護者への啓発にも積極的に取り組む。
- ・ 部活動においては、顧問の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。

(3) 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ P T A、学校運営協議会委員、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見（把握しにくいいじめの発見）

(1) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、週一アンケート、個人面談、各学期の教育相談に取り組むとともに、担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。そして「いじめ」の認知力の向上を図る。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、定期教育相談のさらなる充実をはかることにより、様々な手段で生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める。

(2) 家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの情報を課題把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

①いじめの3つのレベル

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する。又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

②「いじり」といわれる行為の判断

- ・ 「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性のあることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもつこと。
- ・ 「いじり」を受けやすい児童生徒については、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行うこと。
- ・ 行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行うこと。

早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

（1）早期対応のための本校の体制

- ・ いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

（2）いじめへの対応

- ・ いじめられている生徒を守り抜くとともに、いじている生徒に対しては、毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- ・ いじめられている生徒の心のケア、いじている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・ インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ・ いじめられている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。
- ・ いじている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

（3）地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

【いじめの解消の定義と明確化】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った

場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合等）
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）
- ※ 生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに町教育委員会に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、教育委員会が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

III 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

1 本校の相談窓口

田布施町立田布施中学校

0820-52-2138

2 関係機関等の相談窓口

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| ○ やまぐち24時間子どもSOSダイヤル | 0120-0-78310 |
| ○ 田布施町教育委員会（学校教育課） | 0820-52-5812 |
| ○ こどもの人権110番（山口地方務局） | 0120-007-110 |
| ○ サイバー犯罪相談電話（山口県警本部） | 083-922-8983 |
| ○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部） | 0120-49-5150 |
| ○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター） | 083-987-1240 |
| ○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課） | 083-933-4531 |
| ○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター） | soudan@center.ysn21.jp |

3 令和4年度田布施町立田布施中学校いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解 委員による会議① (年度方針・計画作成)	オリエンテーション(1学年) 交通安全教室(1学年) 生活アンケート①(全学年)	メール配信の更新 学校いじめ防止基本 方針の通知 PTA理事評議員会 PTA総会	担当者確認 (警察等関係機関) 交通安全教室(警察) 学校運営協議会
5				生徒指導連絡協議会 小中連携教育相談
6	校内研修① (特別支援教育)	進路学習(3年) 教育相談(全学年) 面談週間①(全学年)	PTA理事評議員会	校内研修講師 学校運営協議会
7	取組状況検討会① (情報共有) 校内研修②(いじめ防止)	ケータイ安全教室(全学年)	保護者会(全学年) 地区懇談会 学校評価アンケート	教育相談連絡協議会 避難訓練(警察)
8			校外巡視 親子奉仕活動 緊急時引き渡し訓練	学校運営協議会
9	取組状況検討会① (アンケート等集約・ 夏季休業明け情報共有)	生活アンケート②(全学年) 運動会(全学年) 修学旅行(3年) 職場体験学習(2年)	運動会への協力	
10	いじめ防止 ・根絶キャンペーン いじめ防止・根絶に向 けた取組状況の点検	いじめ防止・根絶キャンペーン (生徒会) 文化祭(全学年)	文化祭への協力	
11	校内研修③ (いじめについて)	面談週間②(全学年) スクールカウンセラー講話 (1・2年) 人権学習講座(全学年) 人権教育講演会(全学年)	人権教育講演会への参加	人権学習講座講師 学校運営協議会
12	いじめ対策会議 (情報共有 他)		学校保健安全委員会 保護者会 校外巡視 PTA理事評議員会 学校評価アンケート	避難訓練(消防)
1		生活アンケート③(全学年)	校外巡視	
2	生徒指導上の課題集約 取組状況検討会③ (教育相談結果集約・ 情報共有) 委員による会議② (方針の見直し等)	教育相談(1・2年) 面談週間③(全学年)	PTA理事評議員会	生徒指導連絡協議会 小学校訪問(SC・養 護教諭・生徒指導主任) 小中引き継ぎ会 学校運営協議会
3		卒業式		

※新型コロナウイルス感染防止対応などにより、変更となる場合がある。